

中国におけるBtoB製品の 侵害証拠収集 – 專利編



Dragon IP Groupの特徴

全般

- ・ 1998年創設時、涉外代理機構の資格
- ・ 国内外ブランチを含め、総勢260名の法律特許商標事務所
- ・ 創設時の経緯から、外国のメインクライアントは日本の皆様
- ・ 近年、中国から外国への出願を多数代理
- ・ アットホームな雰囲気、所員同士の仲がよい
- ・ 業界内で離職率が相対的に低い
- ・ 創業者の性格を反映し、真面目にコツコツと頑張る力
- ・ ご要望・意図を正確に把握できるコミュニケーション力
- ・ 緊急案件にも柔軟に対応
- ・ 安定的・継続的な発展が可能な組織体制
- ・ 国家知識産権局をルーツとする

専利・商標・法律の代理業務

- ・ 電気・機械・化学の各技術分野の弁理士・弁護士が所属
- ・ 明細書の翻訳のみならず、高品質の中国語明細書の作成能力
- ・ Group内に法律事務所を有し、法律部門と連携して訴訟対応
- ・ 弁理士・弁護士の代理経験年数10年以上が70%以上
- ・ 業界トップクラスの日本語代理人数
- ・ 品質管理部門による品質検査
- ・ 中国外(東南アジアを含む)への出願についての豊富な経験
- ・ WEB手段、電話を用いた高いコミュニケーション力

管理業務

- ・ 自社開発のDシステム(事務管理システム)
- ・ 厳格な期限管理
- ・ 高い日本語能力
- ・ 窓口メールアドレスの厳格な管理
- ・ Clientへの適時のご報告、確認連絡
- ・ 権利行使の角度から特許・商標出願業務を展開

情報発信

- ・ Teamsなどを通じたセミナー、意見交換会、お問合せの対応
- ・ 銀龍ニュース
- ・ 独自の中国語の読解講座

東京ブランチ

- ・ 日本人の所員が常駐
- ・ 国内送金が可能であり、**外国送金手数料、消費税が不要**
- ・ いただいたお電話を、北京本部の担当にお繋ぎします
- ・ 適時にFace to Face、国内電話での日本語コミュニケーション可能
- ・ 東京の虎ノ門に所在

| 本日の内容

I

背景：証拠に関する法律規定と原則

II

具体的な収集手法及び事例

III

証拠固定手段とチェックリスト

IV

まとめ

I

PART 1

背景：証拠に関する 法律規定と原則

原則：主張する者は立証責任を負う

中華人民共和國民事訴訟法 第67条第1款

「当事者は、自己が提出した主張について、
証拠を提供する責任を負う。」

いわゆる「主張する者は立証責任を負う」。侵害行為の存在も、原告（権利者）が立証するのが原則。

権利者が立証すべき4つの事実

1

① 権利の有効性

特許・実用新案の法律状態、保護範囲（クレーム）

2

② 侵害の事実

被告が保護範囲に入る製品を製造・販売・使用したこと
保護範囲に入る方法を利用していること

3

③ 損害の発生

侵害行為による利益（販売数量・単価・利益率・貢献率）
権利者の損害（販売の減少量・利潤の減少等）
過去ライセンス料

4

④ 合理的な権利行使費用

侵害品の費用・弁護士費用・鑑定費用・交通代・翻訳費用

BtoBの難所：②「製造」の事実をどう証明するか。被告工場は非公開で、製品も市場に出ない。ここが本日のセミナーの出発点。

原則の例外

「主張する者は立証責任を負う」を補うため、自ら入手困難な場合の例外がある。

① 新製品の製造方法特許の挙証責任転換

専利法第66条第1項：専利権侵害紛争が新製品製造方法に関する発明特許を含む場合、同様の製品を製造する単位または個人は、その製品製造方法が特許方法と異なることを証明しなければならない。

② 侵害行為立証責任の転換

『最高人民裁判所の知的財産権民事訴訟における証拠に関する若干の規定』第2条：「当事者は自ら提出する主張について、証拠を提供して証明しなければならない。事件の審理状況に応じて、人民裁判所は民事訴訟法第66条第2項の規定を適用し、**当事者の主張及び証明すべき事実、当事者の証拠所持状況、立証能力等に基づいて、当事者に関連証拠の提出を要求することができる。**」

第25条第1項：「人民裁判所が法に基づいて当事者に関連証拠の提出を要求した場合、正当な理由なく提出せず、偽の証拠を提出し、証拠を滅失させ、またはその他の証拠を使用不能にさせる行為を行った当事者に対し、人民裁判所は**相手方当事者が当該証拠に関連する証明事項についての主張を成立させたものと推定することができる。**」

原則の例外

② 立証責任の転換

《最高人民法院所知的財産法廷の裁判要旨》

(2024) 裁判要旨摘要：39.特許権侵害訴訟におけるソフトウェア技術的事実の確認

【裁判所番号】(2022) 最高法知民終1226号

【裁判要旨】特許請求の範囲にコンピュータソフトウェアプログラムの技術的特徴が限定されている特許権については、特許権者の立証が被疑侵害技術案が特許権保護範囲に属する**可能性が高いことを十分に証明している**場合、被疑侵害行為者に対し、関連するソフトウェアプログラムを含む技術的特徴について反論を提出したにもかかわらず、消極的な抗弁にとどまり、**対応するソフトウェアプログラムなどの反証を提出していない**ときは、被疑侵害行為者に不利な結果を負わせるべきである。

(2024) 裁判要旨摘要：40.鑑定条件を備えていない場合における被疑侵害技術案の立証責任

【裁判所番号】(2022) 最高法知民終1316号

【裁判要旨】特許権者が**全力で立証を行い、被疑侵害技術案が特許請求の範囲に含まれる可能性が高いことを十分に証明できている**場合、かつ鑑定条件を備えていないにもかかわらず、**被疑侵害者が立証能力があるにもかかわらず反証を提出せず反論しない**ときは、不利な結果を負うべきである。

原則の例外

③ 証拠保全

《民事訴訟法》第84条

証拠が滅失するおそれがある場合又は今後証拠の収集が困難となる場合には、当事者は訴訟進行中に人民裁判所に対し証拠保全を申請することができるほか、人民裁判所は職権で保全措置をとることもできる。

緊急の事情がある場合において、証拠が滅失するおそれがある場合又は今後証拠の収集が困難となる場合には、利害関係人は訴訟の提起又は仲裁の申請前に、証拠の所在地、被申請人の住所地又は事件に対し管轄権を有する人民裁判所に対し証拠保全を申請することができる。

構成要件

- ① **侵害事実について、原告が初歩的な証拠を提示したか。**
- ② 原告が自力で対象となる証拠を取得できるか。
- ③ 証拠隠滅等のリスク及び事実への影響。
- ④ 証拠保全措置による証拠保持者への影響。

原則の例外

④ 賠償金に関する

専利法第77条第4項：人民裁判所は、賠償額を確定するために、権利者が既に全力を尽くして証拠を提出したにもかかわらず、侵害行為に関連する帳簿や資料が主に侵害者に掌握されている場合、侵害者に対し、侵害行為に関連する帳簿や資料の提供を命ずることができる。侵害者が提供しない、または偽の帳簿や資料を提供した場合、人民裁判所は権利者の主張及び提出した証拠を参考にして賠償額を判定することができる。

実務のやり方

● 自力で侵害規模に関する情報を収集

上場企業の年度報告書

営業さんとの連絡による販売規模

第三者の市場調査報告

下流製品の販売量

被告の宣伝資料

● 書証提出命令申請書を裁判所へ提出

Ⅱ

PART 2

具体的な収集手法

自社案件と公開判例から、実戦の手法を紹介する。

複数手段の組合せ — 低コストから高コストへ

1本に賭けず、3～4ルートを並行。反応のあった順に深く調査していく。
下から上へ、コストと難度が低いものから順に試し、得られた情報で上位の高確度手段へ進む。

第1層

公開情報・下流製品・展示会・WeChat/公式サイト
費用が低い。情報で立証又は立証の補佐。



第2層

代理店・転売・顧客経由の購入
中程度の費用・リスク。実物入手の試行。



第3層

潜入・物流段階・廃棄段階
高費用・高リスク。



第4層

証拠保全（裁判所）・行政ルートによる証拠収集
初步証拠が必要



技術情報入手の二分法

侵害を証明するには、クレームの技術的特徴と対比する技術情報が必要。その入手経路は大きく2つに分かれる。

ルートA 製品を入手しない

製品を取らず、技術情報を反映する他の証拠（公的資料
・Web・論文・展示会・メール等）から対比する。



ルートB 製品を入手する

被疑製品そのものを入手し、製品に備わる技術情報（構造
・成分・制御流れ等）をクレームと直接対比する。



（画像は生成AIで作成）

【A】製品を入手せず、技術的特徴と対比する手段

技術情報に関する技術資料が十分である場合、製品を入手しなくてもよい。また、製品を入手するとともに、技術資料を併用することもできる。

①

行政審査材料

- 化学工場の環境影響評価報告書
- 医薬・医療機器・特殊化粧品の承認資料等

②

WeChat公式アカウント・公式サイト

- 製品紹介資料
- ビデオ
- 取り扱い説明書
- データシート
- 交換部品紹介資料

③

論文・特許・科技成果鑑定

- 発明者の論文（製品型番が記載）
- 型番が開示されている論文
- 科技成果鑑定資料

④

展示会の配布資料・動画

- 新製品が発売される際の宣伝資料
- 展示会での技術発表会の説明資料

⑤

技術者・営業とのメール・WeChat記録での技術添付資料

- アンダーカバー身分で技術者・営業と連絡して、技術資料の送付をお願いする。

【A】製品を入手せず、技術的特徴と対比する手段 - 行政審査資料 医療機器

① 行政審査資料

裁判所番号：（2016）粵民終1094号

発明名称：結核の診断のための化合物および方法

被疑製品：結核の診断キット

司法鑑定により利用された技術情報：国家食品薬品監督管理総局（CFDA）から取得した試薬キットの抗原情報

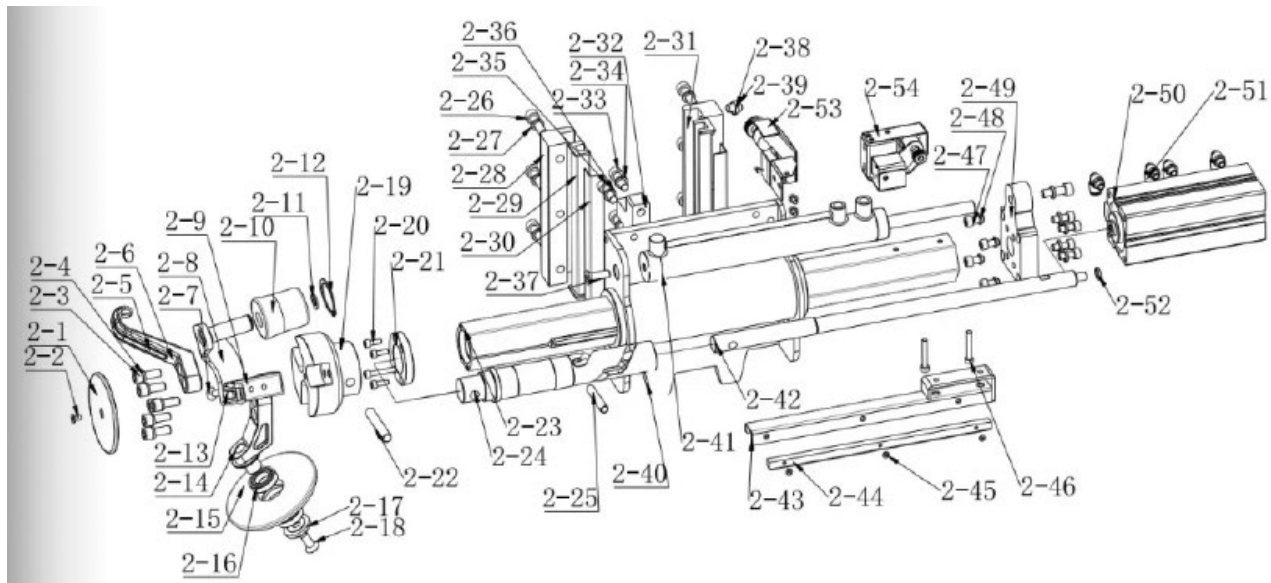
被告の反論：被疑製品を検出して鑑定すべきである

裁判所の認定：

「我が国は医薬品の生産管理が厳格であり、企業が生産する医薬品はその申請成分と一致するべきであり、また被告は被疑製品の成分が国家食品薬品監督管理総局に申請した内容と一致しないことを一貫して認めていないため、申請資料における被疑製品の成分の記述が被疑製品と一致していると確認できる。鑑定機関が申請資料に開示された被疑製品の成分を基に鑑定を行ったことは不適切ではない」

【A】製品を入手せず、技術的特徴と対比する手段 - 公式WeChat・Tiktok

公式WeChatの製品紹介資料



公式Tiktokのビデオ



BtoB装置であるが、大量のネット情報に基づいて請求項の技術的特徴と対比、一審勝訴。

【A】製品を入手せず、技術的特徴と対比する手段 - 科学成果評価（鑑定）

CNKIからダウンロードした科学成果鑑定書

公開資料の例（実際の訴訟と無関係）

四、知识产权状况

1. 知识产权形式	发明专利	2. 专利状况	专利号：ZL202011563992.0; 专利名称：一种偏氯乙烯的连续化制备系统及方法; 专利状况：已授权专利; 专利类型：发明专利 专利号：ZL202110709949.9; 专利名称：一种纳米抗菌母粒; 专利状况：已授权专利; 专利类型：发明专利 专利号：CN103408688B; 专利名称：一种PVDC组合物的制备方法; 专利状况：已授权专利; 专利类型：发明专利 专利号：CN103408687B; 专利名称：一种用于多层共挤膜的PVDC组合物; 专利状况：已授权专利; 专利类型：发明专利
-----------	------	---------	--

(1)自主开发两级超重力反应器耦合反应器,实现超纯偏氯乙烯单体合成,使偏氯乙烯产品纯度稳定在98%(质量分数)以上,使氯化盐废水TOC值降低到100mg/L以下,降低物耗和后续含盐废水处理的成本,满足多层共挤用PVDC树脂原料品质及产能要求。

(2)开发PVDC共聚树脂制备聚合配方体系: VDC单体 88~95份;改性单体 5~12份;螯合剂: 0.005~0.02份;分散剂: 0.05-0.25份;pH调节剂: 0.03 ~0.12份;热稳定增塑剂: 0.30~4.0份;引发剂: 0.15-0.40份;后加工助剂: 2.33 ~14.5份。

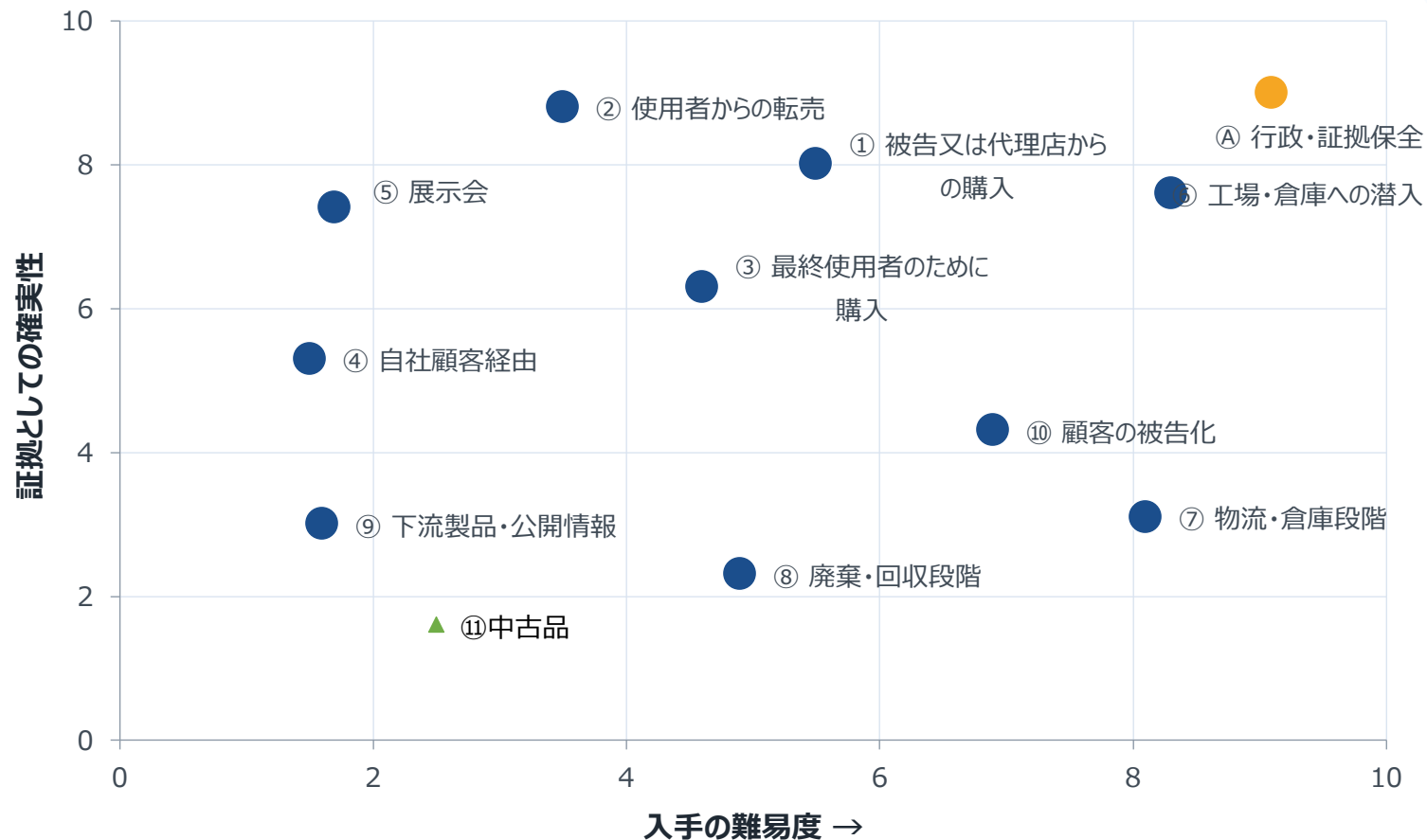
(3)结合PVDC共聚特点,通过采用变温控制工艺,平稳控制聚合过程反应温度,获得性能优良的PVDC共聚树脂,解决采用恒温控制工艺使得PVDC共聚物分子量低、颜色差等问题;通过采用变速控制工艺,控制聚合过程搅拌速率,获得性能优良的PVDC共聚树脂,解决PVDC共聚树脂粒径分布不均、易团聚等问题;建立改性单体原料指标。

【B】製品入手ルートマップー 難易度 × 確実性

11ルート

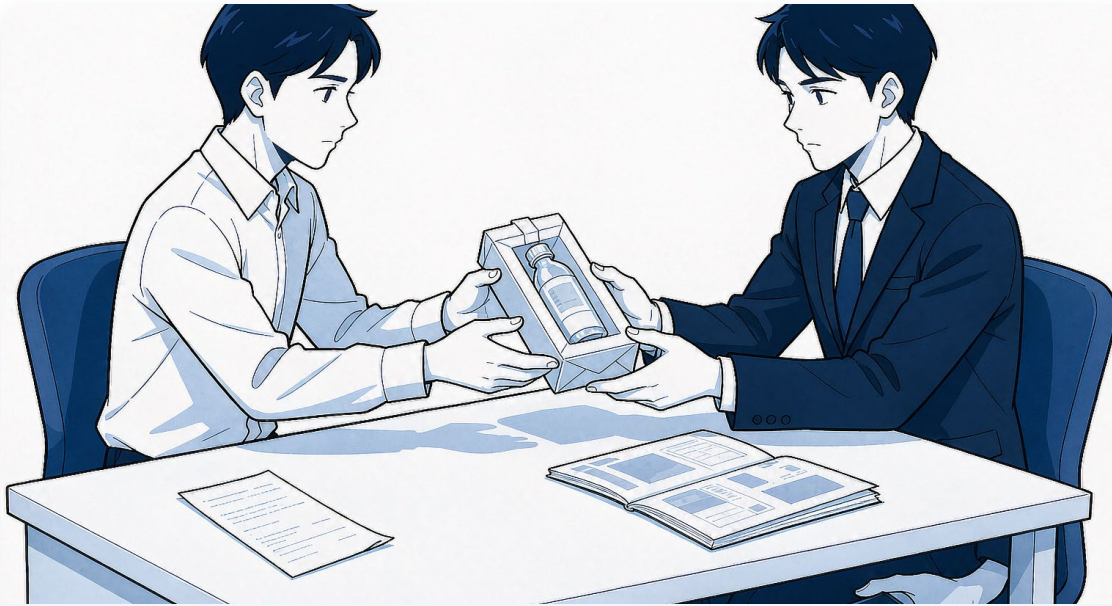
どれか1本に賭けない。3〜4ルートを並行し、反応のあった順に深く調査していく。

縦軸：証拠としての確実性（上ほど高い）
横軸：入手の難易度（右ほど困難）



以上の図は、あくまで例であり、各ルートの確実性・難易度は、特定の業界状況によっては変わる。

【B】主要ルート アンダーカバー購入 - 侵害者から直接に購入



アンダーカバー購入

代理店・使用者・最終使用者名義で実物を入手。

成否は「身分設定（アンダーカバーストーリー）」

- ・業界用語・型番・数量・価格感を事前に仕込む
- ・最初は最小販売単位で接触
- ・被告工場からの直接受け取り＋公証人立会い
- ・公証人の立ち合いで実物を受け取る

（画像は生成AIで作成）

事例：

権利者：欧州装置メーカー

侵害者：蘇州の企業

特許：金型の構造（内部構造を含む）

ストーリー：国際貿易会社であり、東南アジアの顧客のために権利者製品より低い値段の代替品を探す。

流れ：電話で連絡→現場に訪問→WeChatで連絡→契約・支払い→現場で金型を受け取る

実務ポイント：

- ・ 中国営業さんが凄く重要。B2B製品の場合、下流製品に関する技術パラメータが聞かれる可能性が高い。「貿易会社であるため、顧客に確認してから回答する」という時間延ばし対策が有効であるが、中国営業さんがいると、迅速に回答でき、成功可能性も向上させる。
- ・ 国際貿易・外国企業から連絡

【B】主要ルート アンダーカバー購入 - 使用者からの転売

(画像は生成AIで作成)

被疑製品：PCB加工材料

PCB加工工場に使用されると、メーカー情報がなくなり、最終製品にも含まれていない

商流：侵害者が直接にPCB加工工場に販売、あるいは、授權代理店からPCB加工工場に販売、通常、PCB加工工場の基本情報及びプロジェクト情報の提供が必要

収集流れ（収集開始～収集成功はコロナ中の8ヶ月）：

- 代理店に連絡、海外の最終使用者のために製品購入、一時同意、最後失敗
- 大学研究の名義で接触、失敗
- Alibaba等で類似製品を販売している業者に1つ1つ連絡し問い合わせ、失敗
- 破産直前のPCB加工工場に連絡して名義を借りることを計画し、良い目標を探せずに、失敗
- 規模の小さいPCB加工工場に連絡して、転売してくれた



実務ポイント：

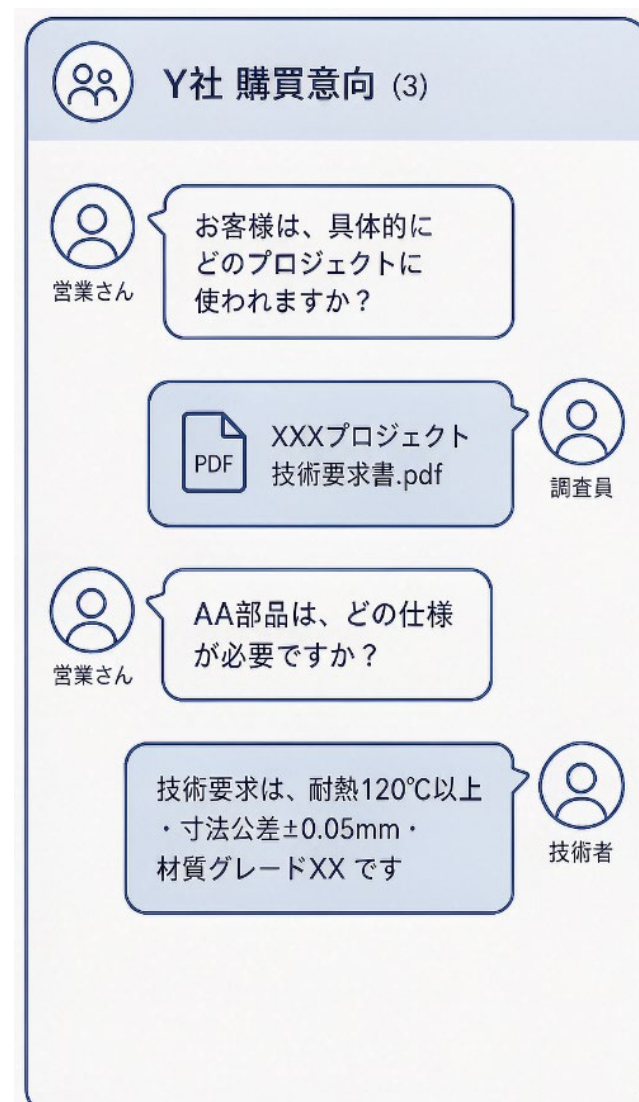
- ・ 下流使用者が多い場合、中小規模の使用者から被疑製品を購入することが可能である。
- ・ 下流使用者を共同被告にする。
- ・ 製造者を証明するために、製造者から使用者への書類の提示を求める

実務ポイント - 展示会のチャンスを重視 事前準備が重要



展示会を重視する理由

- 展示会では、製品及び宣伝資料を展示する
- 営業さんの警戒心が弱く、知らない人とコミュニケーションする意欲がある。
- 異なる調査員が異なる営業さんに話しかける可能性がある



事前に偽の具体的で詳細なプロジェクトの資料を作成

権利者側の技術が侵害者の営業と交流するために、新しいWeChatアカウントを作成した

(画像は生成AIで作成)

顧客が絡む入手ルート — 顧客経由

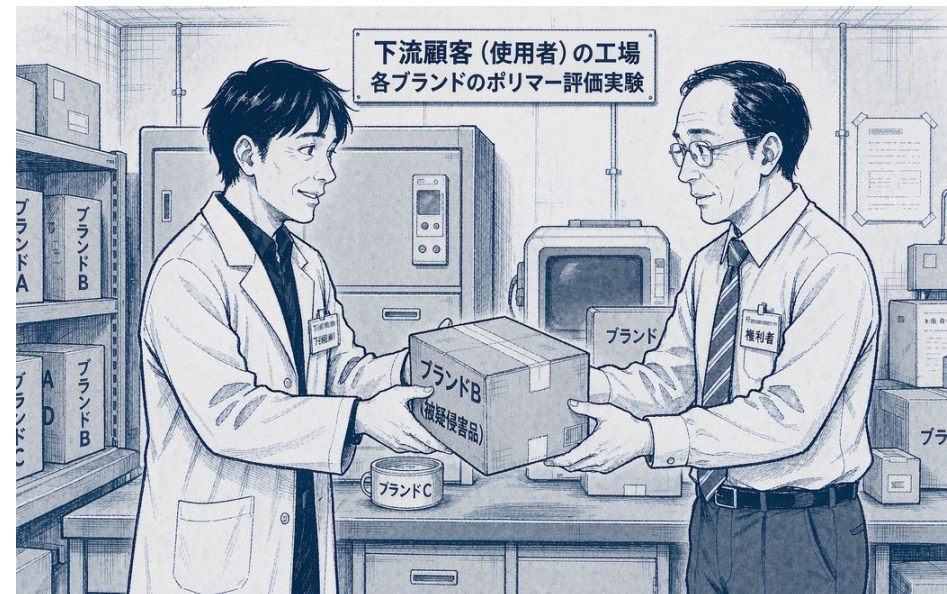
ルート④ 自社顧客経由の入手・対応

■ 主目標は製造者

顧客は「情報源・証拠源」。共同被告にせず、更に、証人にもならないことが最善

■ 協力の枠組みを提示

協力→値下げ、ビジネス上の戦略協力関係、顧客の競合社に対する権利行使等により顧客の利益を保護する



事例：

被疑製品：ある分野のポリマー原材料

商流：原材料メーカーから直接に下流顧客（使用者）に販売する

下流顧客（使用者）が20社ほど

流れ：

権利者と下流顧客との間に、原材料評価契約書を締結し、下流顧客が複数ブランドのポリマー原材料を購入して性能を評価し、購入された原材料の一部（包装のまま）を権利者に渡すと約定した。

下流顧客の工場から、ポリマー原材料を受け取り、封印した。

（画像は生成AIで作成）

顧客が絡む入手ルート - 顧客の被告化

ルート⑩ 顧客を「被告」にして入手

- 公証購入で最終製品を確保

公証購入で被疑製品を含んでいる最終製品を確保
分解された被疑製品を技術的特徴と対比

- 顧客による合法的な出所に関する証拠から
製造者を特定して、顧客に対する訴訟を取り下げる

購入品の型番・ロットから上流の製造者を特定し、
顧客を被告にすること

- 顧客が強い立場である場合、被告にプレッシャー
をかけて、被告が自認する可能性がある

事例（2020） 閩02民初274号

特許：レンズ駆動装置

X社（権利者）は、製造者H社と、レンズ駆動装置が搭載された携帯電話のメーカーであるOPPO社及び下流携帯電話販売者Z社を共同被告にした。

法廷審理の場で、H社は、被疑製品の製造者が自分であると自認した。

原告は、OPPO社及び携帯販売者に対する訴訟を取り下げた。

製造者が自認する理由は、OPPO社からプレッシャーをかけたられたか？

実務ポイント：

- 下流顧客がそれほど気になっていない場合、適用できる。
- 協力関係になる可能性のない顧客がある場合、適用できる。
- 訴訟では、公開される可能性があるが、行政処理の方では、行政裁決の発送までは公開される可能性が低く、顧客への影響が少なく、1つの選択肢である。

【B】主要ルート 工場・倉庫への潜入



工場・倉庫への潜入（⑥）

応募して短期就労、清掃員、警備員、倉庫管理者等

目的：

- （1）生産ラインに撮影
- （2）出庫物流状況を確認して、次のステップの調査に用いられる
- （3）生産ラインからのサンプル確保。

法的リスク：内部者による無断持出しは窃取・営業秘密侵害の恐れ。

（画像は生成AIで作成）

成功事例

被疑製品：海外のみに販売される機械装置（中サイズ）

調査員：警備員に応募

調査の流れ：

- （1）工場全体を観察し、生産ライン、倉庫を中心
- （2）生産された機械装置に対して撮影
- （3）出荷される際に、コンテナ及びトラック情報を入手し、裁判所の証拠保全を申請。

失敗事例

- ①清掃員等の一般職種が募集されていなかった。
 - ②一般職種が専門生産ラインに接触できなかった。
 - ③工場に入ったが、予算切れで有用情報を入手できる前に撤退
- 実務ポイント

- 成功可能性の高い業界、成功可能性の低い業界
- コストが高い、一日1－4万円、最終のルート

【B】主要ルート 廃棄物・回収



廃棄物から技術的特徴を特定

適用前提：

- (1) 廃棄物の容器に、サンプルを検出できる量のサンプルが存在する。
- (2) 廃棄物から技術的特徴の肝心を特定できる。
- (3) 廃棄物から侵害者情報を特定できる。

(画像は生成AIで作成)

成功事例

被疑製品：特殊な農業関連製品

廃棄物：農業製品を製造する際に、ある廃棄物が発生される

調査の流れ：

- (1) 生産工場の出口で張り込んで、廃棄物を運送するトラックを見つける。
- (2) トラックから廃棄物処理会社を特定して連絡した。
- (3) 廃棄物処理会社から廃棄物を購入した（当該廃棄物はもともと別の産業に利用できる）。

失敗事例

- ① 目標製品の使用者の工場では、廃棄物処理の方法・周期を把握していないので、長時間張り込んだが、廃棄物の運送トラックを発見できなかった。
- ② 法律によれば、廃棄物が厳しく管理され、廃棄物処理会社により拒否された。
- ③ 廃棄物からは製造者情報を特定できない。

【B】主要ルート 中古サイト（閑魚）

公開資料の例（実際の訴訟と無関係）



愿仁 8分钟前来过 唐山

¥500 包邮

+ 关注

全新

197人想要 7099浏览

活动价¥225000 包邮

25人想要 451浏览

闲鱼交易须知 购买前了解退货规则，保障你的交易权益

自己家用的没有中介，精品数控小龙门
VSP-1311，新代系统，24把刀，BT40接口，
主轴10000转，门高900，工作台
1300×1100。机器成色还可以，功能正常，适
合模具五金加工。工厂自提，价格好聊，细节
图私聊发～

成色	功能状态	已用年限	类别
几乎全新	功能完好无维修	1年以下	加工中心



メリット：

- 入手しやすく、コストが低い

デメリット

- 特定分野に限定
- 真正品であるかを確認することが必要
- 信ぴょう性が低い

【B】主要ルート 行政裁決を「証拠取得の場」として使った事例

被告（C社＝パネル原材料メーカー）は、この間ずっと行政裁決の存在を知らなかった



A社＝原告（権利者） / B社＝テレビ製造者（裁決の相手方） / C社＝パネル原材料メーカー（民事訴訟の被告）

※ C社は裁決の当事者ではないため、裁決の通知は届かなかった。

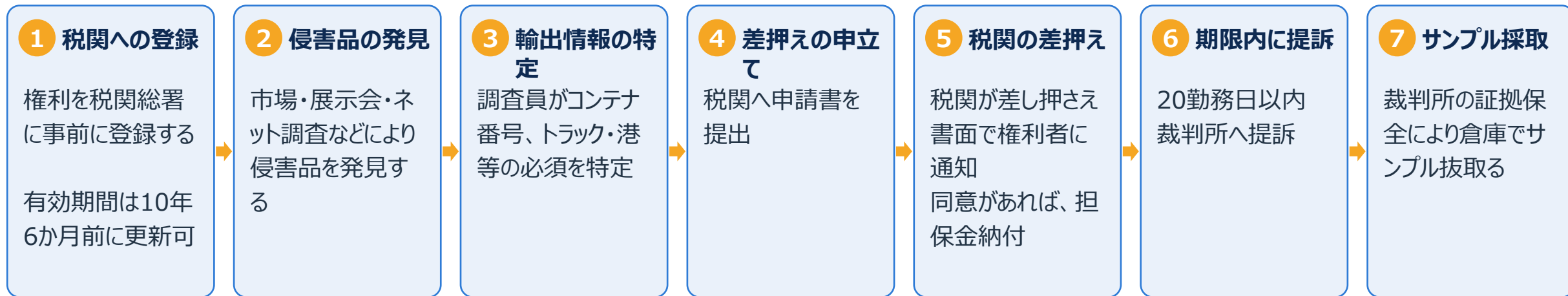
攻め（権利者側）：行政裁決＝第三者から証拠を引き出す措置

テレビ製造者B社は裁決手続の中で、パネル原材料の入手先を示す購入契約・領収書・サンプルを提出せざるを得ない。権利者A社の手が届かない「供給ルートの証拠」が、公の手続を通じて手に入る。

守り（被告側）：起訴状を受領するまで、一切知らされない

裁決の相手方はテレビ製造者B社であり、パネル原材料メーカーC社は当事者ではない。したがって通知は届かず、被告が事実を知ったのは民事訴訟の起訴状を受け取った時だった。

【B】主要ルート 税関差押えを利用すること



□ 期限管理：差押えから20勤務日以内に裁判所の協力執行通知が税関に届かないと通関される

実務上のポイント

- ① **事前に登録を済ませる**：未登録でも「申請による保護」は可能。ただし登録があれば税関が職権で通関を止め通知してくれる（通知から3勤務日以内に申立て＋担保）。
- ② **手続書類を早めに準備**：日本企業は現在事項証明書委任状の公証＋認証、中国語訳、侵害対比表が必要。
- ③ **裁判所の受理までの期間は裁判所ごとに異なる**：渉外事件は公証認証・翻訳・補正で更に時間がかかる。差押えの20勤務日は絶対に動かないので、できるだけ早く立案する。
- ④ **担保と費用の負担**：申請による保護は「貨物価値相当」の担保。依職権は段階制（2万元未満は全額／2～20万元は50％／20万元超は10万元、総担保可）。
- ⑤ **情報の精度が決め手**：申請書には貨物の港・時期・コンテナ番号、トラック・港等を記載する必要がある。
- ⑥ **サンプル採取は裁判所経由で**：税関の同意で権利者自分で製品を確認することより、裁判所の証拠保全・現場検証より確実である。

事例 一複数手段の組み合わせ

被疑製品：専用マシン機の専用部品、複数の型番があり、型番Aに関する二審判決がある

難点：全ての型番を公証購入することが難しく、販売量を立証し難しい

型番AR・BR

侵害者から公証購入

型番CR/DR/DL

案外者の使用者工場での撮影

展示会での撮影

共同被告である使用者工場での
証拠保全

販売量

行政処理を申請して
販売契約書、在庫伝票

秘密撮影・潜入で得た証拠の証拠能力

中国の裁判実務では、権利行使のために必要な範囲で、かつ他人の合法的権益を著しく侵害しない秘密撮影は、証拠能力を有すると解されている。裁判所は「手段の違法性」と「立証の必要性」のバランスで判断する。

裁判所の認定

「撮影者が隠蔽方式で撮影した…が、それに基づいて取得したビデオ資料は権利行使のために使用され、客観的な事実を反映することができ、また、上記撮影行為が他人の合法的権益を深刻に侵害する状況に達している証拠もないため、当院は上記証拠を採用し、事実を認定する根拠とすることができる」

分证据不予认定；除（19）－（24）外，其余证据中确有多份证据系拍摄人采用了隐蔽的方式拍摄，但基于其所获取的视频资料用于诉讼维权使用，能够反映客观事实，也未有证据显示上述拍摄行为达到严重侵害他人合法权益的情况，故本院对上述证据予以采纳，可以作为认定事实的依据。对于广州市白云区、海珠区、

排除されるリスクのある例

- 他人の住宅・私生活への侵入を伴う撮影
- 営業秘密の窃取（技術文書・原材料投入表）
- 脅迫・偽装公務員など手段自体が違法な場合
- 取得過程を説明できない断片データ

実務の指針

営業秘密を侵害しないことにご注意ください。

製品を取ることのリスク：**中**

原材料投入表の盗撮：**高**

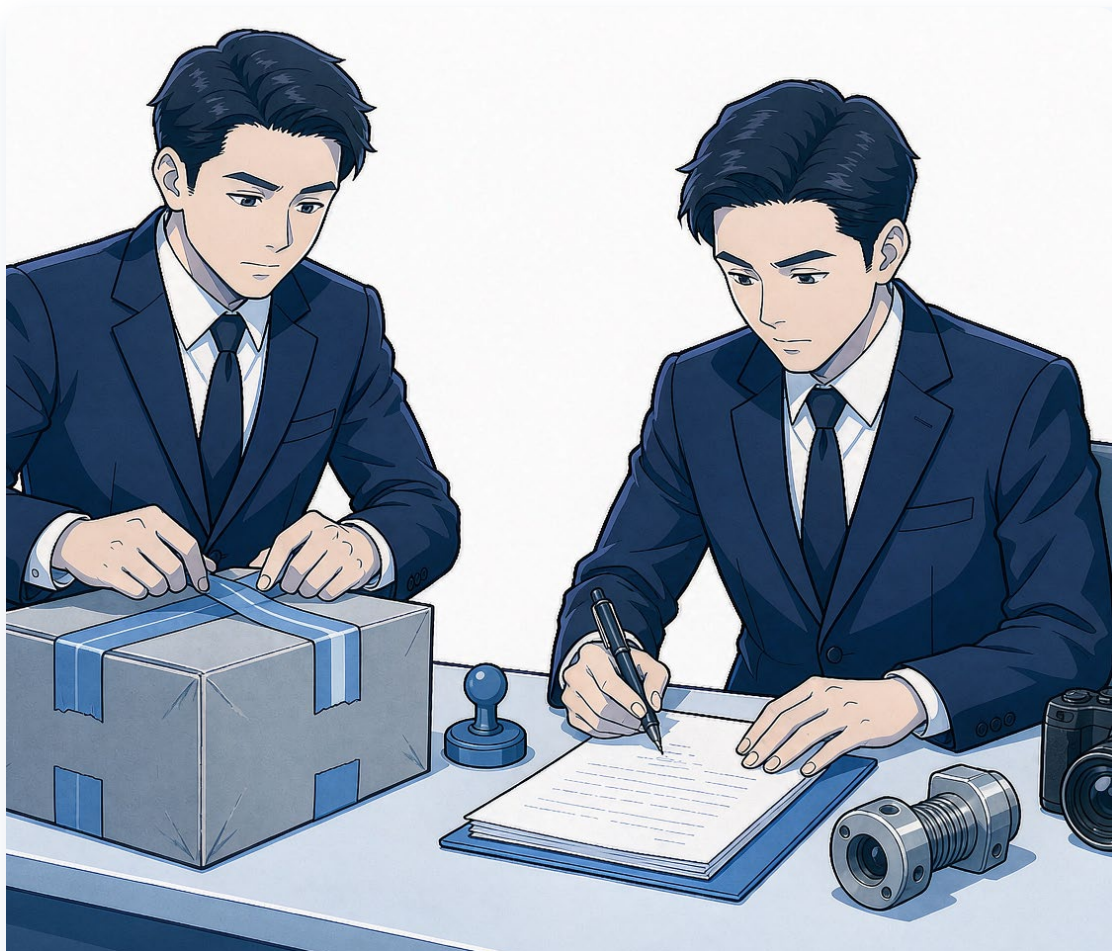
ルート比較 — 難易度 × 証拠力 × コスト

ルート	難易度	証拠力	コスト	備考
① 被告・代理店からの購入	高	高	中	アンダーカバーの質が成否を分ける 最終使用者情報の提出を要求されがち、事前準備が重要
② 使用者からの転売	中	高	中	小規模使用者（経営状況の悪い使用者）が最も現実的な入り口
③ 自社顧客経由の依頼	低～中	中	低	顧客関係への配慮が前提
④ 展示会での入手	低	中～高	低	公証APPとの併用が有効。苦情申立ても可
⑤ 工場・倉庫への潜入	高	中～高	高	法的リスク管理
⑥ 物流・倉庫段階	高	中～高	高	チャンス待ち。
⑦ 廃棄・回収段階	中	中（同一性が弱点）	中～高	特定業界、廃棄物処理会社の特定
⑧ 下流製品	低	特定分野：中～高	低	下流製品から技術的特徴・製造者を特定できることが前提
⑨ 顧客を被告にして入手	低～中	高	低～中	顧客関係への配慮が前提
⑩ 中古品	低	低	低	特定分野：主要証拠、一般分野：初歩・補佐証拠
⑪ 公開情報	低	分野によっては異なる	低	特定分野：主要証拠、一般分野：補佐証拠

運用の原則：「低コスト・低リスク」から始め、得られた情報で「高確度・高コスト」に進む

証拠固定手段と 他の留意事項（チェックリスト）

固定手段① 公証人による公証 — 証拠力の基準点



(画像は生成AIで作成)

なぜ強いのか

民事訴訟法上、公証により証明された事実・文書は、反証がない限り真実と認定される。入手過程そのものが公的記録になるため、「取得方法への疑い」という反論を最初から封じられる。

制約（BtoBではここが壁）

- ・要予約、公証人2名の現地同行 → 購入日程の調整が難しい
- ・費用は半日10万円程度～（地域・内容による）
- ・潜入調査等に適用し難しい
- ・対応意欲の高く、経験が豊富な公証役場を選択することをご提案

使いどころ

決定的に重要な1回の購入（被告工場からの受け取り等）と現場確認に集中投入。

実例：被告工場で製品を受け取り、物流会社から被疑製品を受け取り
その場で公証書を取得。

固定手段② 公証APPによる証拠収集



(画像は生成AIで作成)

各地の公証処が運営する公証APP。自分のスマホで録画・撮影し、ハッシュ値をブロックチェーンへ即時記録、クラウドに原データを保存。公証書の発行も可能で、公証処より低コスト・高自由度。

証拠力を崩さない操作要件

- 初回の本人認証・実名登録を済ませておく（操作者の身元が証拠力の前提）
- **編集・中断なしの連続撮影。端末の時刻・位置情報をオンにする**
- データは撮影と同時にクラウドへ。
- 端末の状態・ネットワーク環境・操作者を冒頭で読み上げて記録

Q：公証人以外のAppでも公証能力は同じか → 公証APPが発行する公証書は公証人と同等の証拠力であるが、実際の内容の真実性は、撮影内容に基づいて判断する

固定手段③ タイムスタンプ等の第三者電子証拠

可信时间戳®权利卫士
UniTrust TimeStamp App



可信時間戳などの第三者証拠収集サービス。電子データ（ウェブページ・PDF・メール・動画）の存在時刻と内容の同一性を安価（通常、千円～1万円程度）に証明する。

司法上の位置づけ

最高人民裁判所の電子データ規定（2019年改正）では、中立第三者プラットフォームの記録や追跡可能な方法で収集された電子データは真正性が推定される。

特徴

- 安価
- 使いやすい
- 録画で実際の購入流れも収集できるが、操作要求が高い
- QRコードで内容を確認できる

比較と使い分け

手段	証拠力	費用（目安）	自由度	向いている場面
公証人（公証書）	最強	半日10万円程度～	低（予約・2名同行）	決定的な1回の購入・現場確認
公証APP	高 （公証書発行可）	2万～20万円／件（容量で計算される）	高（自分で操作）	現場の録音・録画・撮影
タイムスタンプ等の 専門証拠収集サービス	中高	千円～1万円	高（自分で操作）	ウェブ・電子データの保全 現場の録音・録画・撮影

予算が十分である場合：全ての証拠の公証人による収集が考えられる

通常のやり方：ハイブリッド運用

ウェブ・電子カタログ・警告書・メールの保全 → タイムスタンプ。

現場様子の記録 → タイムスタンプ（権利衛士）・公証APP

実物関連・重要な証拠→公証人

チェックリスト ① 収集前 ② 入手時

証拠収集チェックリスト

① 収集前 動き出す前の設計

- ☐ 権利の安定性
無効リスクの確認。不安定なら見送りも。
- ☐ クレーム対比表
被疑製品の技術的特徴を分解し、対比・分析項目（何を確認するか）を決める
- ☐ 入手対象の特定
製品名・型番・製造者・販売ルート(商流の調査)
- ☐ 入手ルートの選定
複数のルートを並行。難易度×確実性で優先順位を付ける
- ☐ 手続き書類の事前準備・分析機構
委任状、現在事項証明書の事前準備
分析機構の事前選定（サンプルテスト）

② 入手時 証拠力はこの瞬間に決まる

- ☐ 公証人の予約
地元の公証人、経験豊富の公証人
- ☐ 取得過程の連続録画・撮影
誰が・いつ・どこで・誰から・いくらで。中断・編集なしで最後まで
- ☐ サンプル数量
分析用＋予備の複数分割。再分析・被告側の分析にも備える
- ☐ 保管条件
温度・湿度・遮光・有効期限。開封時は立会いと録画。大きいものは封印・保管場所を設計
- ☐ 封印と輸送
包装物、公証封印・署名・日付・写真。
危険物・化学品の輸送、分析機構への郵送情報を記録

チェックリスト ③ 管理・評価

③ 管理・評価・判断 入手物とルートを一覧で見る

証拠台帳

入手物・公証書・録画・ウェブ保全を一覧化。所在・状態・有効期限を管理

補佐証拠の収集・整理

製品が取れない時の代替（公開情報・下流製品・廃棄容器）を揃え、推定の筋道を書く

証拠の評価

同一性・侵害性・損害額の各証拠が揃っているか。

ルート進捗の管理

複数ルートの進捗・コストを一覧で見て、次のステップを絞る

提訴か行政かの判断

無効リスク・法的リスク・コストを踏まえ、提訴／行政／撤退を判断

実務の教訓

- 有効期限の短い製品に司法鑑定を迅速に申請すること
- 分析のためのサンプルの量が足りなくなり、再度に入手すること
- 盗撮する際に、調査員が重要な構造を撮影できなかった
- 現場での手順、注意事項を詳細に記載して、調査員に渡すこと。過度に詳細になる際に、読みずらくなることにご注意

まとめ — 侵害の証拠を集めることについて

①

「主張する者が立証責任を負う」が原則

自ら証拠を作ることが前提であり、その後、立証責任の転換、証拠保全等

②

侵害の証明 = 保護範囲に入った

被告が保護範囲の製品を製造、または特許範囲の方法を実施したことを証明する。技術情報の入手がすべての起点

③

A経路：製品なしで技術情報を対比

行政審査材料・WeChat/公式サイト・論文/特許/科技成果・展示会・技術者・営業への連絡で、入手しなくても対比可能

④

B経路：製品を入手して対比

偽装購入・潜入・廃棄物・展示会・顧客を被告に、など複数ルートを並行し、製品自体の技術情報で対比する

⑤

証拠収集際の細かい注意点

各証拠収集手段を併用し、事前にチェックリストを作成して確認

まとめ — 紛争解決のアドバイス

- ① 権利行使の時期 – 成長期の最初
- ② 有効性の確認（無効率が上がっている環境）
- ③ 請求項の特徴が製造時の限定？ 最終製品の限定？
- ④ 技術分析の難易度？
- ⑤ 特別なビジネス上の目的がありましたら、敗訴の覚悟して提訴することも可能

最後に — あきらめず、何度でも

手段は一つではない

- ① 低コスト・低難度のものから高コスト・高難度のものへ、複数のルートを並行して試すことが重要です。どの手段が通じるかは、やってみるまで分かりません。

失敗しても、時間をおいて再挑戦

- ② 今日入手できなくても、数ヶ月後には状況が変わることがあります。証拠の機会を逃さず、粘り強くチャレンジし続けてください。

当社の数件の案件でも「峰回路転(一転して好転する)」があった

- ③ 一度は行き詰まった事案で、諦める直前にも、再度にやってみたところ証拠が出てくる展開を、当社の案件で何度も経験しています。あきらめないことが勝機を生みます。

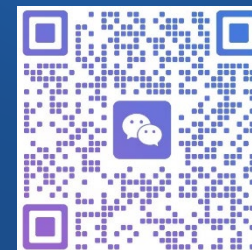
(画像は生成AIで作成)



本日の余談

証拠収集にお出かけの前に、近くのお寺で一拝
はいかがでしょう。運だめしに！（半分本気で
す）

ご清聴ありがとうございました



北京銀龍知識產權代理有限公司 / 北京慧龍法律事務所

北京市海淀区西直門北大街32号院 楓藍國際中心2號寫字樓10層

Tel: 86-10-82252547 / Fax: 86-10-82250563

E-mail: info@dragonip.com / dujialu@dragonip.com

Mobile: 86-15911120215(Wechat)

Website: www.dragonip.com

東京銀龍

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-14-1

郵政福祉琴平ビル 7F

Tel: 03-5510-7878 / Fax: 03-5510-7879

E-mail: jpdepartment@dragonip.com

www.dragonip.co.jp